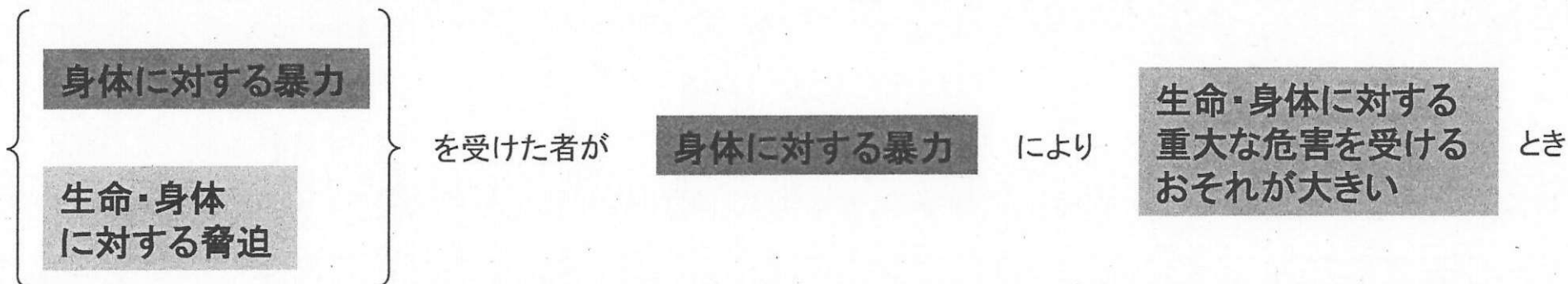


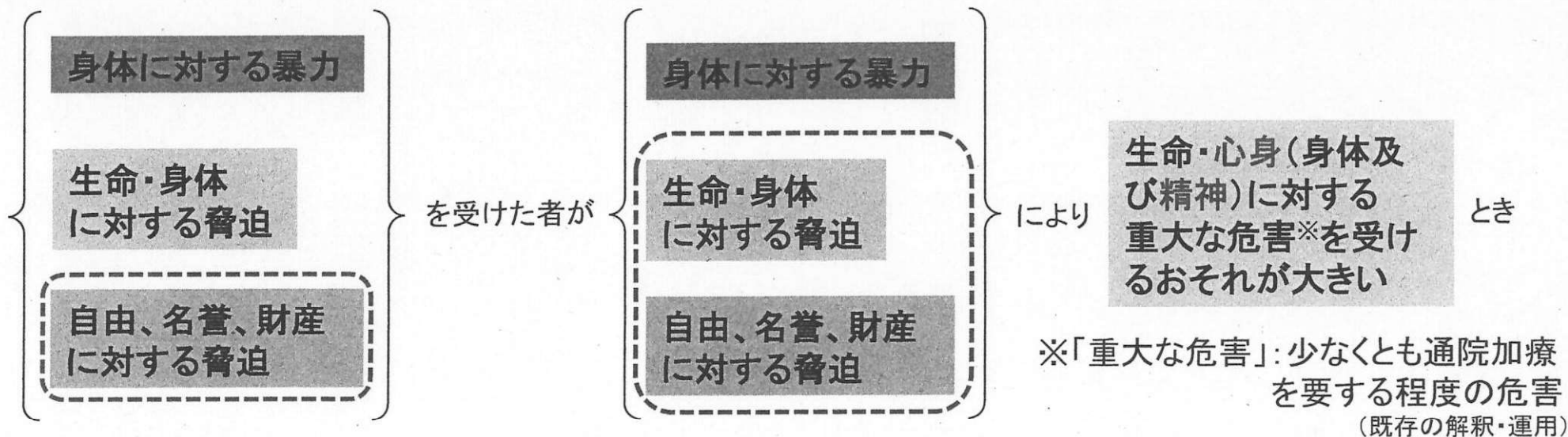
① 接近禁止命令の発令要件

【現行】



(退去等命令については別紙(P.8))

【改正法(接近禁止命令)】 ※ [] 及び赤字が改正部分



② 接近禁止命令等の期間の伸長

※赤字が改正部分

配偶者からの身体に対する暴力又は生命・身体・自由・名誉・財産に対する脅迫を受けた被害者が更なる暴力・脅迫により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、被害者からの申立てにより、裁判所が配偶者に対し、接近禁止命令等を発令する。(退去等命令については、従前の要件と同じ)

被害者への接近禁止命令

配偶者が被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令

期間は1年間

被害者の子又は親族等への接近禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者の子又は親族等(※1)の身辺につきまったり、子又は親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令

期間は1年間(※2)

※1 対象は、

- ① 被害者と同居する被害者の未成年の子
- ② 被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(①以外の配偶者の子も含む。)

※2 被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限る。

退去等命令

配偶者に被害者と共に住む住居から退去すること、住居の付近をはいかいすることを禁止する命令

期間は2か月間(※1)

※1 住居の所有者又は賃借人が被害者のみの場合は、申立てにより、6か月間

被害者への電話等禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、面会の要求、監視の告知、粗野乱暴な言動、無言電話・緊急時以外の連続した電話・文書・FAX・メール・SNS等送信、緊急時以外の早朝深夜の電話・FAX・メール・SNS等送信、汚物等の送付、名誉を害する告知、性的羞恥心の侵害(含：電磁的記録の送信)、無承諾での位置情報取得の全ての行為を禁止する命令

期間は1年間(※1)

※1 被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限る。

(被害者と同居する未成年の子への電話等禁止命令は別紙参照)

③ 被害者への電話等禁止命令の対象行為

<禁止される行為>

- 緊急時以外に連続して、電話・FAX・メールを送信
(連絡手段として文書の送付、SNS等の送信を追加)

※「緊急時」とは、子の急病・急死・事故等に巻き込まれた場合など。

※「連続して」とは、短時間や短期間に何度もという意味。

- 緊急時以外の深夜早朝 (午後10時～午前6時) での電話・FAX・メール送信
(連絡手段としてSNS等の送信を追加)

- 性的羞恥心を害する事項の告知・凶画等の送付等
(SNSやメールでの送信等 (電磁的記録の送信等) を追加)

- 承諾を得ないGPSによる位置情報の取得を追加
(例：相手のスマートフォンにひそかに位置情報アプリを入れて位置情報を取得、
相手の持ち物にGPS装置を入れる、贈り物にひそかにGPS装置を入れて渡す)

注：上記のほか、面会要求、行動監視の告知、著しく粗野・乱暴な言動、汚物等の送付、名誉を害する事項の告知なども禁止される。

④ -1 被害者と同居する未成年の子への電話等禁止命令

趣旨

- ・被害者が配偶者（加害者）との面会を余儀なくされ、被害者への接近禁止命令の効果が減殺されることを防ぐ。

＜要件（子への接近禁止命令（既存）の要件と同じ）＞

- ①被害者について接近禁止命令の要件（既に暴行・脅迫を受けており、更なる暴行・脅迫により生命・心身に重大な危害を受けるおそれ大きい）を満たしていること
- ②被害者が成年に達しない子と同居していること
- ③被害者が、その同居している子に関して配偶者（加害者）と面会することを余儀なくされることを防止するため（当該命令の発令の）必要があること
- ④子の同意（子が15歳以上の場合）があること

子への電話等禁止命令を設ける必要性

- ・子への接近禁止命令が発令される状況であるにもかかわらず、同居する子に対して緊急性もなく短時間での何度もの電話や深夜早朝の電話がなされた場合など、恐怖心等から被害者が配偶者の元に戻らざるを得なくなることや被害者が配偶者に面会せざるを得なくなることにより、被害者への接近禁止命令の効果が減殺されるため。

④-2 被害者と同居する未成年の子への電話等禁止命令

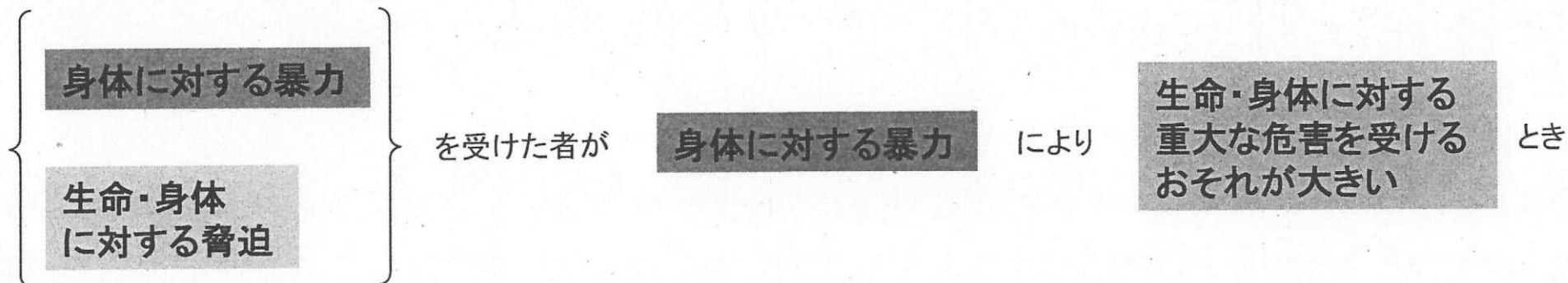
<禁止される行為>

- 行動監視の告知等
- 著しく粗野・乱暴な言動
- 無言電話、
緊急時以外の連続した電話・文書送付・FAX・電子メール・SNS等の送信
※「緊急時」とは、親族の急病・急死・事故等に巻き込まれた場合など。
※「連続して」とは、短時間や短期間に何度もという意味。
- 緊急時以外の深夜早朝（午後10時～午前6時）の電話・FAX送信
- 汚物等の送付等
- 名誉を害する事項の告知等
- 性的羞恥心を害する事項の告知・図画等の送付・電磁的記録の送信等
- 承諾を得ないGPSによる位置情報の取得

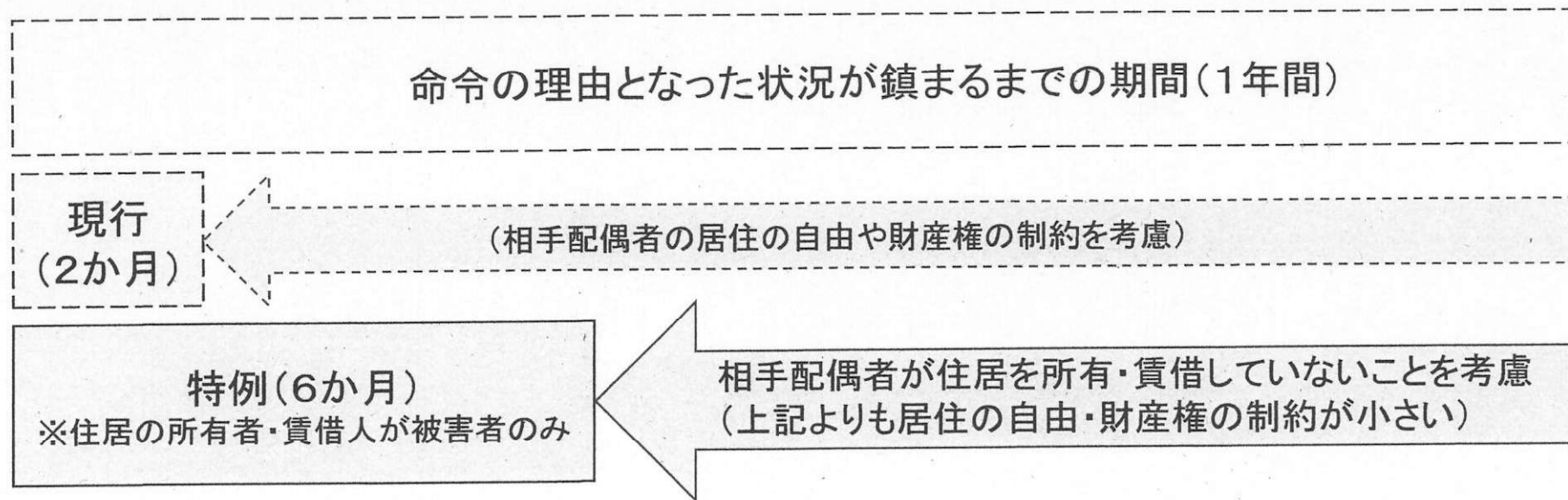
※要件については、前頁参照

⑤ 退去等命令の期間の特例

【要件】 命令による影響に鑑み、退去等命令の要件は改正しない。



<退去等命令の期間の考え方>



⑥ 保護命令違反の罰則等

《保護命令に違反した者に対する罰則》

◆ 1年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金



◆ 2年以下の懲役 又は 200万円以下の罰金

※ストーカー規制法における罰則

禁止命令等に違反してストーカー行為をした者

➤ 2年以下の懲役又は200万円以下の罰金

【保護命令】

- ・ 被害者への接近禁止命令
- ・ 同居する未成年の子／親族等への接近禁止命令
- ・ 被害者への電話等禁止命令
- ・ 同居する未成年の子への電話等禁止命令
- ・ 退去等命令

《虚偽の申立てをした者に対する罰則》※現行

虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者

◆ 10万円以下の過料

《守秘義務に違反して秘密を漏らした者に対する罰則》※新設

- ・ 一時保護の委託を受けた者、その役員・職員、又はこれらの者であった者
- ・ 法定協議会の事務に従事する者 又は従事していた者

◆ 1年以下の拘禁刑(懲役) 又は 50万円以下の罰金

※刑法等の一部を改正する法律（令和7年6月までに施行）により「懲役」は「拘禁刑」となる。

(2) 基本方針・都道府県基本計画

基本方針

○内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣、厚生労働大臣が策定

【必要的記載事項】

- 配偶者暴力の防止・被害者の保護（含：自立支援）に関する
 - ・ 基本的な事項、
 - ・ 施策の内容に関する事項、
 - ・ 施策を実施するために必要な国・地方公共団体・民間の団体の連携・協力に関する事項、
 - ・ その他重要事項

○都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針

都道府県基本計画

全都道府県で策定済み

○都道府県が策定

【必要的記載事項】

- 配偶者暴力の防止・被害者の保護（含：自立支援）に関する
 - ・ 基本的な方針、
 - ・ 施策の実施内容に関する事項、
 - ・ 施策を実施するために必要な都道府県・関係地方公共団体・民間の団体の連携・協力に関する事項、
 - ・ その他重要事項

市町村は、都道府県基本計画を勘案した市町村基本計画の策定の努力義務。

注：赤字は改正部分

(3) 法定協議会について

配偶者からの暴力の防止・被害者の保護のための協議会を法定化

- 都道府県に協議会の組織の努力義務（市町村は「できる」規定）
- 関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成

例：【自治体の機関】

配偶者暴力相談支援センター、都道府県警、福祉事務所（都道府県・市など）、
児童相談所（都道府県・政令市など）、教育委員会（都道府県・市町村）

【行政機関】

公共職業安定所、公共職業能力開発施設、検察庁、法務局・地方法務局、法テラス、年金事務所

【民間の団体】

民間シェルター・住宅支援団体などの支援団体

注：現在、46都道府県で基本方針に基づく協議会を設置済み。



<協議会の機能>

- ✓ 被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換
- ✓ 被害者に対する支援の内容に関する協議
(支援の一環としての配偶者からの暴力の防止を含む。)
例：代表者会議（関係部局や機関の長により構成）
実務者会議（被害者の支援に直接携わる者により構成）
個別ケース会議（個別の事案に対応）
- ✓ 関係機関等への協力要求権（資料・情報提供・意見の開陳等）
- ✓ 協議会の事務に従事する者・していた者に守秘義務
(1年以下の拘禁刑(懲役)、50万円以下の罰金)